

平成31(令和元)年度

## 茨木市立北陵中学校いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 【いじめの定義】

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」<「いじめ防止対策推進法」より>

### 【学校教育目標】

自分を大切に 他人を大切に 命を大切に

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

## (2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

## (3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域、子ども家庭センターや所轄警察署等をはじめとする関係外部機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、自称の教訓化と再発防止に努める。教職員自身が加害者の論理（被害者のせいにする）に流されないように、いじめはどんな理由があっても許されることではないということを児童生徒たちに理解させる。

## 2 いじめの防止等のための基本となる事項

### (1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

<構成員> 生徒指導主事（チーフ）

校長・教頭・各学年生指・養護教諭・SC・SSW・人権担当者

<活動> ①いじめ防止に関すること

②いじめの早期発見に関すること（情報交流・アンケート調査・教育相談等）

③いじめ事案への対応に関すること

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

<開催> 週1回（水曜4限）を定例会とし、いじめ事案発生時は随時開催する。

### (2) いじめ防止のための取り組み

#### ①学校におけるいじめの防止（未然防止）

児童生徒の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うこと、そして、安心して生活できる落ち着いた環境づくりが、いじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ア 絆づくり、集団づくり、居場所づくりの取り組み推進

互いに認め合える人間関係、自己有用感の育成、そのための行事や学級活動の充実（絆づくりの主体は児童生徒であり、教師はそのための「場づくり」を進める役割）

イ いのちの学習、人権教育の充実

- ・ちがいを認め合い尊重する「人権感覚」、「共生力」の育成。
- ・人の気持ちを共感的に理解できる「豊かな感性」の育成。
- ・人の痛みを感じることができる心、他者を思いやる心の育成。
- ・加担者、傍観者にならず、「共助者」になれる「正義感」、「行動力」を培う。

ウ 規範意識の醸成

- ・ルール徹底（その大切さを理解させる）、授業規律の確立。
- ・自律した集団づくり、リーダーの育成、自主活動の育成、生徒会活動の活性化。

エ わかる授業づくりの推進

- ・自己有用感、自己肯定感の育成。
- ・個人まかせ、教科任せにならないよう、学校全体の課題として組織的に取り組む。

オ 障がいのある児童生徒、外国につながる児童生徒、性的マイノリティの児童生徒、震災等で避難している児童生徒など、学校として特に配慮が必要な児童生徒をはじめすべての児童生徒にとって安心・安全な学校づくりの推進

カ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

キ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童生徒への情報モラル教育
- ・講演会の実施
- ・保護者への啓発

## ②いじめの早期発見のための措置

ア 一人ひとりの教師が常に意識してアンテナを張っておく。些細な兆候も見逃さない。  
児童生徒たちとの日常的な対話を心がける。班長会議などを通じた把握などに心がける。

イ 教師集団の連携

何か気になることがあれば、すぐに担任や学年生指に報告する。

ウ いじめ調査等

- ・児童生徒対象アンケート

年3回（6月、11月、2月）と適宜必要なとき

- ・教育相談

年1回（11月）とアンケート調査等を踏まえ適宜必要なとき

エ いじめ相談体制

- ・相談体制 窓口：生徒指導主事
- ・SC、SSWの活用・連携

## ③いじめに対する措置

ア 迅速かつ丁寧な「事実確認」と的確な「アセスメント（評価）」を行う。被害者・加害者双方からの聞き取りを丁寧に行い、目撃者やまわりの生徒から聞き取りもできるかぎり行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある児童生徒等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。

ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

オ 事案によっては、まわりの生徒、クラス、学年全体に対する指導も必要。

カ 事案によっては、SC・SSWにつなぐことも考える。

キ 個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応が重要だが、あくまでも組織としての対応を怠らないようにする。「報告・連携・相談」を怠らないようにする。

#### ④重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事象が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### ⑤いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

#### ⑥学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取り組みを評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること

イ いじめの再発防止の取組に関すること

(別添)

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

茨木市立北陵中学校

### 平成31年度 いじめの防止等に関する年間計画(案)

	学校	生徒	保護者	地域・その他
4月	方針確認	学級開き	家庭訪問	授業参観
5月	校内研修	講演会(ネットの危険性)		
		修学旅行		
6月	生活アンケート(教育相談)			教育相談担当者会 小中交流会
7月	三者懇談			学校公開週間 学校協議会
8月	校内研修			小中合同研修会
9月		文化発表会		
10月		体育大会		教育相談担当者会 教育問題懇談会
11月	生活アンケート			
	教育相談			
12月	三者懇談			学校公開週間 学校協議会
1月				教育相談担当者会 小中交流会
2月	生活アンケート(教育相談)			
3月	検証・総括			学校協議会 小中引継ぎ

## 児童生徒のみなさんへ

3年( )組 名前( )

あなたは、次のようなことを前回のアンケート(一学期)から今日までの間で、友だちからされたことはありませんか。

はい、いいえに○をつけ、空欄に具体的に書いてください(いつ、どこで、だれに、どんなことを)



問1. 冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われたことがある。

( はい ・ いいえ )

問2. 友達やクラスメイトが冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われているのを見たことがある

( はい ・ いいえ )

問3. 仲間はずれにされたり、集団により無視されたことがある。

( はい ・ いいえ )

問4. ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしたことがある。(遊び以外で)

( はい ・ いいえ )

問5. お金や品物をとられたことがある。

( はい ・ いいえ )

問6. お金や品物を隠されたり、こわされたり、捨てられたりしたことがある。

( はい ・ いいえ )

問7. いやなことやはずかしいこと、危ないことをされたり、させられたことがある。

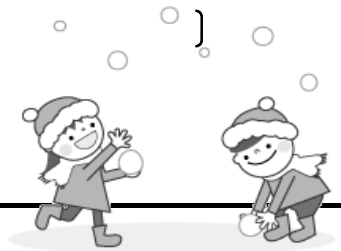
( はい ・ いいえ )

問8. メールやインターネット上でいやなことを言われたり、書かれたことがある。( )

( はい ・ いいえ )

問9. あなたはLINE(ライン)を利用していますか。

( はい ・ いいえ )



このアンケートの内容は先生だけが見ます。  
皆さんのことを知るためのアンケートですので、正直に教えてください。  
皆さんがもっと楽しい学校生活を送れるように、先生達はこのアンケートを活用していきます。  
ご協力ありがとうございました。